

消費税の転嫁拒否等に係る情報受付窓口について

社会保障の充実と財政健全化のため平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 8%に引上げられます。中小事業者が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法が施行されました。この法律により国、長野県及び原村では情報受付窓口を設置しました。商品納入先業者（買手・元請）による買ったときや小売業者による消費税の不当表示が情報受付の対象となります。

内閣府 消費税価格転嫁等対策 ホームページアドレス

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

受付内容	担当課名	電話
国の総合相談窓口 消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報	消費税価格転嫁等総合相談センター	0570-200-123
長野県の総合相談窓口 消費税制度全般	長野県総務部 税務課	026-235-7048
建設業・解体工事業 浄化槽工事業	長野県建設部 建設政策課	026-235-7293
宅地建物取引業	長野県建設部 建築指導課	026-235-7331
不動産鑑定業	長野県企画部企画課 土地対策室	026-235-7012
上記 5 業種以外の業種	長野県商工労働部 経営支援課	026-235-7195
消費者に関するもの	長野県企画部生活文化課 消費生活室	026-223-6770
事業者に関するもの	原村農林商工観光課 商工観光係	79-7929
消費者に関するもの	原村住民財務課 住民係	79-7927

- 1 建設業・解体工事業・浄化槽工事業・宅地建物取引業・不動産鑑定業の 5 業種については長野県が調査・指導等を実施します。
- 2 5 業種以外については国が調査・指導等を実施します。
- 3 村が受け付ける違反被疑情報については、相談者が希望した場合、5 業種については県に、それ以外については国に連絡することに法で規定されています。